

事務連絡
令和6年8月21日

関連団体・関連事業者 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症・施策地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年4月に成立し、令和6年4月に全面施行されました【参考1】。政府では、改正気候変動適応法に基づき熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報等の運用を着実に実施していくとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）【参考2】に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。これに関しては、「令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）」（令和6年7月5日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）【参考3】において依頼したところです。

その上で、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、なお一層の熱中症予防を行う必要があります。このため、各関連団体・各関連事業者におかれましては、下記の内容を踏まえて、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者の特性を踏まえた熱中症予防

一般的に高齢者は、以下の様に、熱中症になりやすい身体的特性があることが知られています。

<高齢者が熱中症になりやすい理由>

- ・「暑い」と感じにくくなる。
- ・行動性体温調節が鈍る
- ・発汗量・皮膚血流量の増加が遅れる
- ・発汗量・皮膚血流量が減少する
- ・体内の水分量が減少する
- ・のどの渇きを感じにくくなる

実際に、総務省消防庁や厚生労働省の調査結果によると、熱中症による救急搬送者や死亡者の多くは、高齢者となっています。

これらを踏まえ、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、熱中症予防行動の呼びかけを行うことが重要です。

<全ての方に対する熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・こまめに水分・塩分補給をしましょう
- ・暑さ指数を確認しましょう
- ・適切にエアコンを使用しましょう
- ・周囲の方に見守り・声かけをしましょう

<高齢者の特性を踏まえた熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・のどが渇かなくても、早め早めに水分や塩分を補給しましょう
- ・高血圧症や糖尿病などの持病があり治療中の方は、水分や塩分の摂取に関してかかりつけ医や主治医と予め相談しましょう
- ・高齢者は、暑さを感じにくいいため、WBGT計や温湿度計などを用いて、室内温度を一定に保つようにしましょう
- ・エアコンを積極的に使用しましょう。その際、直接肌に風が当たらないようにしましょう
- ・日常的に運動している高齢者は発汗量が多いことが知られています。このため、無理のない範囲で、1日1回汗をかく運動を行うよう心がけましょう
- ・高齢者の世話をする周囲の人は、高齢者の体調（元気か、食欲はあるか、熱はないか、脇の下・口腔の乾燥具合）、具合（体重、血圧の変化、心拍数、体温）、環境（世話をする人がいない間の過ごし方、部屋の温度や湿度、風通し、換気、日当たり）のそれぞれが適しているかどうかを確認・サポートしましょう

2. 高齢者への見守り・声かけ等について

高齢者の世話をする方、家族に高齢者がいる方、その他一般の方、いずれについても、周囲にいる高齢者に対して、こまめに見守り・声かけ等を行っていただくようお願いします。

なお、政府・関係省庁では、それぞれ熱中症予防に資する様々なリーフレットなどを作成していますので、各関連団体・各関連事業者におかれましては、適宜、御活用ください【参考4】。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考 2】熱中症対策実行計画(令和 5 年 5 月 30 日閣議決定) (抄)

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

第 1 章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

(3) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第 2 章 熱中症対策の具体的な施策

2. 熱中症弱者のための熱中症対策

熱中症による死亡者の多くが高齢者である大きな要因として、高齢者が暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがある。熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じていく。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。

【具体的な施策】

- 高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。＜消防庁、厚生労働省、環境省＞
- 熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。＜厚生労働省、環境省＞
- 改正適応法に基づく熱中症対策普及団体（以下「熱中症対策普及団体」という。）や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞
- こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。＜こども家庭庁＞

- 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。〈厚生労働省〉
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。〈厚生労働省〉
- 熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。〈環境省〉
- 様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。〈消防庁、環境省〉

【参考3】令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）（令和6年7月5日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20240705_notice.pdf

【参考4】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

- 熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual
 - ・熱中症予防行動／ポスター
 - ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
 - ・熱中症が増えています／リーフレット
 - ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
 - ・災害時の熱中症予防／リーフレット
- 救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）
<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>
 - ・熱中症予防啓発ポスター
 - ・予防啓発ビデオ
 - ・熱中症対策リーフレット
 - ・訪日外国人のための救急車利用ガイド
- 学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
- 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/nettsu.html>